

●新制度に係る新規条例について

資料2

条例名	条例の概要	区分	市独自基準					根拠法令	所管課		
			有無	項目	国基準	従/参	市基準（条項番号は予定）			類似例規	
（仮称）いわき市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	認可権が中核市となる幼保連携型認定こども園に関する学級の編成、職員、設備及び運営について、遵守すべき基準を規定するもの	制定	有	学級の編成の基準	第4条第2項（抜粋） 1学級の園児数は、 <u>35人以下</u> を原則とする。	従う	第5条第2項 1学級の園児数は、 <u>30人以下</u> とする。 （右の類似例規との整合を図り、国よりも高い基準に設定する）	・福島県認定こども園の要件を定める条例（以下「県認定こども園条例」）別表ニイ等	改正認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法（平成24年法律第66号））	子育て支援課	
			有	設備の基準	第7条第6項（抜粋・要約） 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 1 乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 2 ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	従う	第7条第3項（抜粋） 1 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない園児1人につき3.3平方メートル以上であること。 （右の類似例規との整合を図り、国よりも高い基準に設定する）	・県認定こども園条例別表4キ ・福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「県条例」）第45条第2号 ・いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「市条例」）第24条第2号 ⇒すべて乳児室・ほふく室は3.3㎡以上	改正認定こども園法	子育て支援課	
			市の基準は国の基準と同じだが、主な重要な条項							根拠法令	所管課
			項目	国基準		市基準（条項番号は予定）	類似例規				
			職員の配置基準	第5条第3項（抜粋） ・満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人	従う	第9条第3項 国の基準と同じ （右の類似規定とも整合）	・県条例第47条第3項 ・市条例第26条第3項	改正認定こども園法	子育て支援課		
			教育及び保育を行う期間及び時間	第9条（抜粋・要約） 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 1 教育週数は、原則39週を下ってはならない 2 1日の教育時間は、4時間とする 3 保育が必要な園児は原則1日8時間	1、2号は従う 3号は参酌	第10条 国の基準と同じ （右の類似規定とも整合）	第3号につき ・県認定こども園条例別表九イ ・県条例第48条 ・市条例第27条	改正認定こども園法	子育て支援課		
附則（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）	第2条（抜粋・要約） 施行日から起算して5年間は、第5条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。	従う	附則第2条 国の基準と同じ	—	改正認定こども園法	子育て支援課					

条例名	条例の概要	区分	市独自基準				根拠法令	所管課			
			有無	項目	国基準	従/参 市基準（条項番号は予定）			類似例規		
（仮称）いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	認可権が市町村となる家庭的保育事業等に関する設備及び運営について、遵守すべき基準を規定するもの	制定	有	家庭的保育事業者等と非常災害	第7条（抜粋） 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	参酌 第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、 家庭的保育事業所等の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 （下線部追加：右の類似規定との整合）	・福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「県条例」）第7条 ・いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「市条例」）第6条	改正児童福祉法	子育て支援課		
			有	（事業所内保育事業に係る）設備の基準	第43条第2号及び第3号（抜粋・要約） 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 2 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡であること。 3 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。	従う 第44条第2号 1 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 （右の類似例規との整合を図り、国よりも高い基準に設定する）	・福島県認定こども園の要件を定める条例別表4キ ・県条例第45条第2号 ・市条例第24条第2号 ・前出幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第3項 ⇒すべて乳児室・ほふく室は3.3㎡以上	改正児童福祉法	子育て支援課		
			市の基準は国の基準と同じだが、主な重要な条項								
						項目	国基準	市基準（条項番号は予定）	類似例規	根拠法令	所管課
				保育所等との連携		第6条（抜粋・要約） 利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	従う 第7条 国の基準と同じ	—	改正児童福祉法	子育て支援課	
				（家庭的保育事業に係る）設備の基準		第22条（抜粋・要約） 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次の各号に掲げる要件を満たすもので実施する 1 乳幼児保育専用の部屋を設ける 2 当該部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上。	従う 第23条 国の基準と同じ	—	改正児童福祉法	子育て支援課	
				（家庭的保育事業に係る）職員の配置の基準		第23条第3項（抜粋・要約） 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下（家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下）	従う 第24条第3項 国の基準と同じ	—	改正児童福祉法	子育て支援課	
				（小規模保育事業A型に係る）職員の配置の基準		第29条（抜粋・要約） 保育士の数は以下の合計に1を加えた数以上とする ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人	従う 第30条 国の基準と同じ	・県条例第47条第3項 ・市条例第26条第3項	改正児童福祉法	子育て支援課	
				居宅訪問型保育事業		第37条（抜粋・要約） 居宅訪問型保育事業者は、次の保育を提供する 1 障害、疾病等で集団保育が著しく困難である場合（2、3省略） 4 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等	従う 第38条 国の基準と同じ	—	改正児童福祉法	子育て支援課	
	利用定員の設定		第42条（抜粋・要約） 事業所内保育事業者は、利用定員数に応じて、市町村が定めるその他の乳児又は幼児数以上の定員枠を設ける	参酌 第43条 国の基準と同じ	—	改正児童福祉法	子育て支援課				

●新制度に係る新規条例について

資料2

条例名	条例の概要	区分	市独自基準					根拠法令	所管課	
			有無	項目	国基準	従/参	市基準 (条項番号は予定)			類似例規
(仮称) いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	公費の支給対象と成りうるか、事業者の「確認」等を行うにあたっての運営基準を規定するもの	制定	市の基準は国の基準と同じだが、主な重要な条項					根拠法令	所管課	
				項目	国基準		市基準 (条項番号は予定)	類似例規		
			特定教育・保育施設等の一般原則	第3条第1条 (抜粋) 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	参酌	第3条第1項 国の基準と同じ	—	子ども・子育て支援法	子育て支援課	
			利用定員	第4条第1項 (抜粋・要約) 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員の数20人以上とする。	従う	第4条第1項 国の基準と同じ	—	子ども・子育て支援法	子育て支援課	
			特定教育・保育施設に係る内容及び手続の説明及び同意	第5条第1項 (抜粋・要約) 特定教育・保育施設は、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	従う	第5条第1項 国の基準と同じ	—	子ども・子育て支援法	子育て支援課	
			利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	第6条第1項 (抜粋) 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従う	第6条第1項 国の基準と同じ	—	子ども・子育て支援法	子育て支援課	
			特定地域型保育事業者に係る内容及び手続の説明及び同意	第38条第1項 (抜粋・要約) 特定地域型保育事業者は、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、保育提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	従う	第38条第1項 国の基準と同じ	—	子ども・子育て支援法	子育て支援課	

●新制度に係る新規条例について

資料2

条例名	条例の概要	区分	市独自基準					根拠法令	所管課		
			有無	項目	国基準	従/参	市基準（条項番号は予定）			類似例規	
（仮称）いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	事業者の届出義務等の権限強化にあたっての運営基準	制定	有	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	第6条（抜粋） 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	参酌	第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、 <u>放課後児童健全育成事業所の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u> （下線部追加：右の類似規定との整合）	・福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「県条例」）第7条 ・いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「市条例」）第6条 ・前出いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条	改正児童福祉法	子育て支援課	
			市の基準は国の基準と同じだが、主な重要な条項							根拠法令	所管課
				項目	国基準		市基準（条項番号は予定）	類似例規			
				設備の基準	第9条関係（抜粋・要約） ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用の区画を設けなければならない（利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない） ・専用区画の面積は児童一人につきおおむね1.65㎡以上	参酌	第10条関係 国の基準に同じ	—	改正児童福祉法	子育て支援課	
	職員の配置基準	第10条関係（抜粋・要約） 放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とし、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	従う	第11条関係 国の基準に同じ	—	改正児童福祉法	子育て支援課				
	附則（職員の経過措置）	第2条（抜粋・要約） 放課後児童支援員は、この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間に、都道府県知事が行う研修を修了することを予定している者としてよい	従う	附則第2条 国の基準に同じ	—	改正児童福祉法	子育て支援課				